

令和4年1月27日

保護者の皆様

神奈川県 健康医療局 医療危機対策本部室

新型コロナウイルス感染症「自主療養」開始のお知らせ

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染が広がっています。若い方や基礎疾患のない方は重症化の可能性が低いことが分かってきた一方、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広がっていることから、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供したいと考えております。

そこで県では、重症化リスクの低い方で、抗原検査キットや無料検査で陽性が判明した場合は、医療機関の診察を待たずに自ら療養を始められるよう、「自主療養」をお選びいただけることとし、「自主療養届出システム」の運用を1月28日（金）から開始することとしましたので、お知らせいたします。

1 「自主療養」について

(1) 「自主療養」の選択

6歳から49歳で、かつ、基礎疾患や肥満、妊娠（可能性を含む）等の重症化リスク因子がない方が、抗原検査キットによる本人のセルフテストや無料検査等で陽性が判明した場合には、これまでどおり医療機関を受診するか、あるいは、医療機関を受診せず即時にご自宅等で療養を開始し、ITによる健康観察サービス等*を受ける「自主療養」とするかを選択いただけます。

なお、「自主療養」中に、症状の悪化等健康上の不安がある場合などは、従来と同じ発熱等診療医療機関を受診したうえで、保健所の判断により、自宅療養又は宿泊療養施設での療養支援を受けることもできます。

※ ITによる健康観察サービス等とは、神奈川県療養サポート（LINE）又はAIコール（Aicall）により、健康観察を行うもので、「自主療養」開始後、健康観察を行っている中で、症状の悪化等により医療機関の受診等を希望するなど、症状に関する相談を行いたい場合には、療養者の健康悪化等の相談を受けるコールセンターである「コロナ119」に電話していただくことになります。

(2) 「自主療養」の登録手続き

お子様が「自主療養」することを選択された場合には、インターネットから、県が運営する「自主療養届出システム」のWEBフォームに必要事項を入力していただくようお願いいたします。これにより、「自主療養」の登録が行われ、ITによる健康観察サービス等を受けることができます。

【WEBフォーム入力項目】

- ・ 氏名、生年月日、住所、メールアドレス、身長・体重
- ・ 発症日
- ・ 基礎疾患の有無
- ・ 妊娠（可能性も含む）の有無
- ・ 抗原検査キット/無料検査の検査結果が分かる画像
- ・ 提出先の組織名称、所在地、連絡先

(3) 「自主療養届」の交付

「自主療養」を行う場合、従来の保健所からの連絡や、医療機関による診断書が得られないため、これに代わるものとして、県が療養開始を証明する「自主療養届」の交付を行うこととしました。

この「自主療養届」は、「自主療養」を登録された方に、「自主療養届出システム」からPDFファイルで発行されます。学校から提出の求めがあれば御活用ください。

【自主療養届の印字情報】

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 住所
- ・ メールアドレス
- ・ 発症日、療養終了予定日
- ・ 発行日

(4) 運用開始日

令和4年1月28日（金）

(5) F A Q

公開されている県ホームページをご覧ください。

神奈川県ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html

2 神奈川県への問合せ

問合わせは、右の二次元コード（QRコード）からお願いいたします。



問合せ先
新型コロナウイルス
感染症専用ダイヤル
0570-056774